

居宅介護サービス事業等の手引き

VIII 福祉用具貸与・販売

平成31年1月



島根県高齢者福祉課

〔平成30年度10月改定版〕

[注意事項]

- 介護予防サービスについては、居宅介護サービスと同趣旨の場合、記載を省略した事項があります。
- 掲載した「Q & A」は一部ですので、この手引きに記載されていないものは、厚生労働省のホームページ（介護サービス関係Q & A）でご確認ください。
- 介護保険は、制度に関する通知等が多く出ますので、県ホームページ等で最新情報を確認してください。

A	指定基準編	1
B	算定基準編	62
C	指定手続等	89

A 指定基準編

基準条例の性格	2
1. 基本方針	3
2. 人員基準	6
3. 設備基準	11
4. 運営基準	13
[1]内容及び手続の説明及び同意	14
[2]提供拒否の禁止	15
[3]サービス提供困難時の対応	15
[4]受給資格等の確認	16
[5]要介護認定等の申請に係る援助	16
[6]心身の状況等の把握	17
[7]居宅介護支援事業者等との連携	17
[8]法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	18
[9]居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供	19
[10]居宅サービス計画等の変更の援助	19
[11]身分を証する書類の携行	20
[12]サービスの提供の記録	21
[13]利用料等の受領〔福祉用具貸与〕	22
[14]保険給付の請求のための証明書の交付〔福祉用具貸与〕	25
[15]販売費用の額等の受領〔福祉用具販売〕	26
[16]保険給付の申請に必要な書類等の交付〔福祉用具販売〕	28
[17]指定福祉用具貸与等の基本取扱方針	29
[18]指定福祉用具貸与等の具体的取扱方針	30
[19]福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成	33
[20]介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成	36
[21]利用者に関する市町村への通知	43
[22]管理者の責務	44
[23]運営規程	44
[24]勤務体制の確保等	49
[25]適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上	50
[26]福祉用具の取扱種目	50
[27]衛生管理等	51
[28]掲示及び目録の備え付け	53
[29]秘密保持等	54
[30]広告	55
[31]居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止	55
[32]苦情処理	56
[33]地域との連携	58
[34]事故発生時の対応	59
[35]会計の区分	60
[36]記録の整備	61

基準条例の性格

- 1 基準条例は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、
 - ①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、
 - ②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
 - ③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。
また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。
なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。
ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。
 - ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ア 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - イ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。
- 4 特に、居宅サービス及び介護予防サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応することとする。

1. 基本方針

◎指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（特定福祉用具）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与（特定福祉用具を販売）することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

◎指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（特定介護予防福祉用具）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与（特定介護予防福祉用具を販売）することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図る（利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す）ものでなければならない。

※上記（ ）内は、福祉用具販売について

基準条例	解釈通知
第13章 福祉用具貸与 第1節 基本方針 (基本方針) 第249条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。	
第13章 介護予防福祉用具貸与 第1節 基本方針 第238条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。	
第14章 特定福祉用具販売 第1節 基本方針 (基本方針) 第266条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。	
第14章 特定介護予防福祉用具販売 第1節 基本方針 第255条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	

居宅基準条例 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号）

予防基準条例 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第65号）

解釈通知 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準を定める条例について（平成24年12月21日高第987号）

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の定義

【介護保険法（抄）】

第8条

12 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。次項並びに次条第12項及び第13項において同じ。）のうち厚生労働大臣が定めるもの〔→H11告示93号(貸与告示)〕の政令で定めるところ〔→①〕により行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの〔→H11告示94号(購入告示)〕（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところ〔→①〕により行われる販売をいう。

第8条の2

12 この法律において「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの〔→H11告示93号(貸与告示)〕の政令で定めるところ〔→①〕により行われる貸与をいう。

13 この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの〔→H11告示94号(購入告示)〕（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところ〔→①〕により行われる販売をいう。

居宅要介護者・居宅要支援者＝要介護者・要支援者であって、居宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームにおける居室を含む。）において介護を受けるもの（法第8条第2項・法第8条の2第2項、規則第4条）

介護保険法施行令

①（福祉用具の貸与の方法等）

第4条 法第8条第12項若しくは第13項又は法第8条の2第12項若しくは第13項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第8条の2第2項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第4項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

一～十 略（後述）

2. 人員基準

必要な職種	資格要件	配置要件
管 理 者	(資格要件なし)	・ 常勤であること（同一敷地内の場合は、管理業務に支障のない範囲で他事業所等と兼務可）
福祉用具専門 相 談 員	・ 保健師 ・ 看護師 ・ 准看護師 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 ・ 義肢装具士 ・ 福祉用具専門相談員指定講習修了者	・ 事業所ごとに、常勤換算方法で2以上確保すること（当該事業所の管理者とは兼務可）

人員基準関係の用語

「常勤」

- ・ 当該事業所における勤務時間が、就業規則等で定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していることをいう。
- ・ 同一の事業者によって併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えない場合は、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。

※常勤の従業者の勤務時間数（32時間未満の場合は32時間を基本）

就業規則がある場合→就業規則に定められている常勤の従業者の勤務時間数

就業規則がない場合→常勤の従業者の雇用契約書等に記載された勤務時間数

※常勤・非常勤の区別は、勤務時間数によるものであって、正社員・パートかどうかで区別するものではない

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能

「専ら従事する（専従）」

- ・ 原則として、当該従業者の当該事業所における勤務時間を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない

「常勤換算方法」

- ・ 当該事業所の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法である

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{当該事業所の従業者の1週間の勤務延時間数}}{\text{当該事業所において常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数}}$$

(小数点第2位以下を切捨て)

- ・ 勤務延時間数には、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間のみを算入すること

基準条例	解釈通知
第2節 人員に関する基準 (福祉用具専門相談員の員数) 第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。 2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等条例第239条第1項 (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準第282条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 指定介護予防サービス等条例第256条第1項 (3) 指定特定福祉用具販売事業者 第267条第1項	1 人員に関する基準 (1) 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準条例第250条） ① 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項において定められているところであるが、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第4条第1項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。 ② また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第2項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を県知事に申し出るものとする。 ③ 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防特定福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。
予防基準条例239条＝同旨	
【販売】 居宅基準条例267条・予防基準条例256条＝同旨	

介護保険法施行令第4条第1項 (福祉用具の貸与の方法等) 第4条 法第8条第12項若しくは第13項又は法第8条の2第10項若しくは第11項に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者（法第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。）又は居宅要支援者（法第8条の2第2項に規定する居宅要支援者をいう。）が福祉用具（法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。）を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び第4項において「福祉用具専門相談員」という。）から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。 一 保健師 二 看護師 三 准看護師 四 理学療法士 五 作業療法士 六 社会福祉士 七 介護福祉士
--

八 義肢装具士

九 福祉用具専門相談員に関する講習であって厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定するもの（以下この項及び第3項において「福祉用具専門相談員指定講習事業者」という。）により行われる当該講習（以下この項及び次項において「福祉用具専門相談員指定講習」という。）の課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者

基準条例	解釈通知
(管理者) 第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	(2) 管理者（居宅基準条例第251条） 訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の一[＝訪問介護]の1の(3)を参照されたい。 「第3の一の1の(3)」 指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。 ① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）
予防基準条例240条＝同旨	
【販売】 居宅基準条例268条・予防基準条例257条＝同旨	

基準条例	解釈通知
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。	2 用語の定義 基準条例第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準条例中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。 (1)「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。 (2)「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 (3)「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能とする。また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 (4)「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。
予防基準条例第2条＝同旨	

〔運営基準等に関するQ & A (H14. 3. 28)〕

【I】 常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

(答) 常勤換算方法とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の員数に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む))として明確に位置づけられている時間の合計数」である(居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等)。

以上から、非常勤の従業員の休暇や出張(以下「休暇等」)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業員(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。)の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業員として勤務したものとして取り扱うものとする。

3. 設備基準

- ◎事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与・販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- ◎福祉用具貸与では、福祉用具の保管・消毒のために必要な設備及び器材を置かなければならない。（保管・消毒等を他の事業者に行わせる場合は不要）

必要な広さの区画		・利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他の設備・備品等		・他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる
貸与の場合	福祉用具の保管のために必要な設備	・清潔であること。
	福祉用具の消毒のために必要な器材	・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。（保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること） ・当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

基準条例	解釈通知
第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等) 第252条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第260条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。 (1) 福祉用具の保管のために必要な設備 ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与(指定介護予防サービス等基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第241条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 予防基準条例241条＝同旨	2 設備に関する基準 (1) 居宅基準条例第252条第1項に規定する必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 (3) 同条第2項第1号イは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。 (4) 同条第2項第2号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、居宅基準条例第260条第2項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。
【販売】 (設備及び備品等) 第269条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準第281条に規定する指定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第258条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 予防基準条例258条＝同旨	(1) 居宅基準条例第269条に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。 (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

4. 運営基準

	項 目	福祉用具貸与		特定福祉用具販売	
		居宅基準	予防基準	居宅基準	予防基準
1	内容及び手続の説明及び同意	*9条	*51条の2	*9条	*51条の2
2	提供拒否の禁止	*10条	*51条の3	*10条	*51条の3
3	サービス提供困難時の対応	*11条	*51条の4	*11条	*51条の4
4	受給資格等の確認	*12条	*51条の5	*12条	*51条の5
5	要介護認定等の申請に係る援助	*13条	*51条の6	*13条	*51条の6
6	心身の状況等の把握	*14条	*51条の7	*14条	*51条の7
7	居宅介護支援事業者等との連携	*15条	*51条の8	*15条	*51条の8
8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	*16条	*51条の9	—	—
9	居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供	*17条	*51条の10	*17条	*51条の10
10	居宅サービス計画等の変更の援助	*18条	*51条の11	*18条	*51条の11
11	身分を証する書類の携行	*19条	*51条の12	*19条	*51条の12
12	サービスの提供の記録	*20条	*51条の13	270条	259条
13	貸 利用料等の受領	253条	242条	—	—
14	与 保険給付の請求のための証明書の交付	*22条	*52条の2	—	—
15	販 販売費用の額等の受領	—	—	271条	260条
16	売 保険給付の申請に必要な書類等の交付	—	—	272条	261条
17	指定福祉用具貸与等の基本取扱方針	254条	250条	*254条	264条
18	指定福祉用具貸与等の具体的取扱方針	255条	251条	273条	265条
19	福祉用具貸与計画、福祉用具販売計画の作成	256条	—	274条	—
20	介護予防福祉用具貸与計画等の作成	—	252条	—	266条
21	利用者に関する市町村への通知	*27条	*52条の3	*27条	*52条の3
22	管理者の責務	*56条	*54条	*56条	*54条
23	運営規程	257条	243条	*257条	*243条
24	勤務体制の確保等	*108条	*121条の2	*108条	*121条の2
25	適切な研修の機会の確保・福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上	258条	244条	*258条	*244条
26	福祉用具の取扱種目	259条	245条	*259条	*245条
27	衛生管理等	260条	246条	*33条	*55条の3
28	掲示及び目録の備え付け	261条	247条	*261条	*247条
29	秘密保持等	*35条	*55条の5	*35条	*55条の5
30	広告	*36条	*55条の6	*36条	*55条の6
31	居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止	*37条	*55条の7	*37条	*55条の7
32	苦情処理	*38条	*55条の8	*38条	*55条の8
33	地域との連携	*39条	*55条の9	*39条	*55条の9
34	事故発生時の対応	*40条	*55条の10	*40条	*55条の10
35	会計の区分	*41条	*55条の11	*41条	*55条の11
36	記録の整備	262条	248条	275条	262条

(*) 福祉用具貸与：居宅基準条例263条・予防基準条例249条による準用

福祉用具販売：居宅基準条例276条・予防基準条例263条による準用

1 内容及び手続きの説明と同意

◎サービス提供の開始に際しては、利用申込者又は家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して十分説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ること。

【重要事項説明書に記載すべき事項】

- ①運営規程の概要
- ②福祉用具専門相談員の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制
- ⑤その他（秘密保持、衛生管理、緊急時の対応など）

※分かりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧な説明を行うこと

※利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面による同意を得ることが望ましい

サービス提供に際しての留意点

- ①利用申込者又は家族に対する重要事項説明書による説明
- ↓
- ②重要事項説明書についての同意〔重要事項説明書〕
- ↓
- ③利用者（又は代理人）と事業者との契約〔契約書〕
- ↓
- ④利用者及び家族からの個人情報の利用の同意〔同意書〕（基準条例35条3項）

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
第4節 運営に関する基準 (内容及び手続きの説明及び同意) 第9条 <u>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第257条に規定する運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</u> 2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u> <以下略（電磁的方法部分）>	3 運営に関する基準 (1) 内容及び手続きの説明及び同意 居宅基準条例第9条は、<u>指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定福祉用具貸与事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</u>
予防基準条例51条の2＝同旨	
【販売】居宅基準条例9条・予防基準条例51条の2を準用	

2 提供拒否の禁止

◎正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。

〔正当な理由〕

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

※特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否しないこと

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(提供拒否の禁止) 第10条 指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。	(2) 提供拒否の禁止 居宅基準条例第10条は、指定福祉用具貸与事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〈中略〉提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合である。
予防基準条例51条の3＝同旨	
【販売】居宅基準条例10条・予防基準条例51条の3を準用	

3 サービス提供困難時の対応

◎利用申込者に対し自ら適切なサービス提供が困難な場合は、必要な措置（居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介など）を速やかに講じること。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(サービス提供困難時の対応) 第11条 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）、<u>取り扱う福祉用具の種類等</u>を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	(3) サービス提供困難時の対応 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準条例第10条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準条例第11条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。
予防基準条例51条の4＝同旨	
【販売】居宅基準条例11条・予防基準条例51条の4を準用	

4 受給資格等の確認

◎利用者の被保険者証により、①被保険者資格、②要介護認定(要支援認定)の有無、③要介護認定(要支援認定)の有効期間等を確認すること。

◎被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮したサービス提供に努めること。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(受給資格等の確認) 第12条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するように努めなければならない。	(4) 受給資格等の確認 ① 居宅基準条例第12条第1項は、指定福祉用具貸与の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 ② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定福祉用具貸与事業者は、これに配慮して指定福祉用具貸与を提供するように努めるべきことを規定したものである。
予防基準条例51条の5＝同旨	
【販売】 居宅基準条例12条・予防基準条例51条の5を準用	

5 要介護認定等の申請に係る援助

◎サービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、必要に応じて申請の援助を行うこと。

◎居宅介護支援事業者等を利用していない利用者については、有効期間満了日の30日前までに更新申請が行われるよう、必要に応じて援助を行うこと。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(要介護認定の申請に係る援助) 第13条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	(5) 要介護認定の申請に係る援助 ① 居宅基準条例第13条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定福祉用具貸与の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。 ② 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
予防基準条例51条の6（要支援認定の申請に係る援助）＝同旨	
【販売】 居宅基準条例13条・予防基準条例51条の6を準用	

6 心身の状況等の把握

- ◎サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況やその置かれている環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等を把握するよう努めること。

基準条例 [準用]	解釈通知
(心身の状況等の把握) 第14条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	
予防基準条例51条の7＝同旨	
【販売】 居宅基準条例14条・予防基準条例51条の7を準用	

7 居宅介護支援事業者等との連携

- ◎サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者や保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- ◎サービス提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

基準条例 [準用]	解釈通知
(居宅介護支援事業者等との連携) 第15条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
予防基準条例51条の8（介護予防支援事業者等との連携）＝同旨	
【販売】 居宅基準条例15条・予防基準条例51条の8を準用	

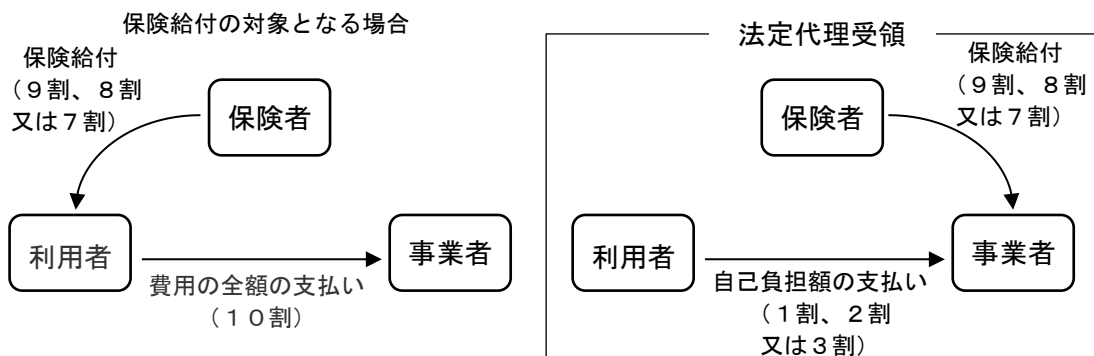
8 法定代理受領サービスの提供をうけるための援助〔福祉用具貸与〕

- ◎法定代理受領の手続きをとっていない利用申込者に対しては、その手続きを説明するなど必要な援助を行うこと。
- ◎介護予防サービスでは、支給手続きをとっていない利用申込者に対して、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により支給を受けることができる旨を説明するなど必要な援助を行うこと。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第16条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。	(6) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 居宅基準条例第16条は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
予防基準条例51条の9＝同旨	

法定代理受領（現物給付）

- ・法定代理受領とは、法律の規定により、本来被保険者に支払われる保険給付を、法定の要件を満たした場合に事業者に支払う方法
- ・利用者は、費用の全額を一端支払ってから保険給付を受けるのではなく、自己負担額を支払うのみでサービスが利用可能
- ・居宅介護サービス費の支給では、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ている場合などが法定代理受領の要件（施行規則第64条）
- ・なお、特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給については、法定代理受領は認められていない（償還払い）



9 居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供

◎居宅サービス計画に沿った指定福祉用具貸与・販売の提供を行うこと。

〔居宅サービス計画の種類〕

- ・ 居宅介護支援事業所で作成した居宅サービス計画（ケアプラン）
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画
 - …小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護では、事業所の介護支援専門員が登録者のケアプランを作成
- ・ 利用者が自分で作成し、市町村に届け出た計画（自己プラン）

基準条例〔準用〕	解釈通知
（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供） 第17条 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しなければならない。	
予防基準条例51条の10（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）＝同旨	
【販売】居宅基準条例17条・予防基準条例51条の10を準用	

10 居宅サービス計画等の変更の援助

◎利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等必要な援助を行うこと。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
（居宅サービス計画等の変更の援助） 第18条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	（7）居宅サービス計画等の変更の援助 居宅基準条例第18条は、指定福祉用具貸与を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。
予防基準条例51条の11（介護予防サービス計画等の変更の援助）＝同旨	
【販売】居宅基準条例18条・予防基準条例51条の11を準用	

11 身分を証する書類の携行

◎従業員は、事業所の名称・氏名を記載した身分証や名札等を携行し、利用者又は家族から求められたときは提示すること。

基準条例 [準用]	解釈通知 [準用]
(身分を証する書類の携行) 第19条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	(8) 身分を証する書類の携行 居宅基準条例第19条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該従業員の氏名を記載するものとし、当該従業員の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。
予防基準条例51条の12＝同旨	
【販売】 居宅基準条例19条・予防基準条例51条の12を準用	

12 サービスの提供の記録

◎サービスの利用状況等を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載すること。

【記載すべき事項】

○福祉用具貸与の提供の開始日・終了日、種目・品名、保険給付の額 等

◎提供した具体的なサービスの内容等について記録すること。（利用者から申出があった場合には、文書の交付等によりその情報を提供すること。） **契約終了から2年間保存が必要**

【記録すべき事項】

○福祉用具貸与の提供日
○具体的なサービスの内容
○利用者の心身の状況 等

具体的なサービスの内容等の記録の重要性

○利用者に対するサービスの質の向上に繋がること

提供しているサービスが利用者の課題解決に繋がっているか、また自立支援のために真に必要なサービスであるか等を、管理者が把握できるように記録することにより、利用者に対するサービスの質の向上に繋がる。

○サービス内容や報酬請求が適正であることを証明する重要資料であること

事業者には、サービス内容や報酬請求が適正であることを保険者や県に対し証明する責任がある。適正なサービスの挙証資料として、提供したサービスの具体的な内容の記録が重要になる。

※提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況などの記録が必要であり、単に分類項目にチェックするだけの記録では不適当である。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
（サービスの提供の記録） 第20条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	（9）サービスの提供の記録 ① 居宅基準条例第20条は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名〈中略〉、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。 ② 同条第2項は、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準条例第262条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。
予防基準条例51条の13＝同旨	
【販売】 居宅基準条例270条・・・第20条第1項に該当する規定なし 予防基準条例259条・・・第51条の13第1項に該当する規定なし	

13 利用料等の受領〔福祉用具貸与〕

◎法定代理受領の場合は、利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合は、それに応じた割合）の支払を受けること。

※指定福祉用具貸与は継続的な契約であり、利用者と対面することも少ないことから、数箇月分（要介護認定等の有効期間を限度）の利用料の前払いでの徴収も可能

◎法定代理受領の場合の利用料と、それ以外の場合の利用料に不合理な差額を設けないこと。

◎介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- ・利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること
- ・当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること
- ・会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること

◎通常の利用料のほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。ただし、あらかじめ、利用者又は家族に対して説明し、同意を得なければならない。

- ①通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- ②福祉用具の搬出入に特別な措置（通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車）が必要な場合の当該措置に要する費用

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定する場合は、この交通費の支払いは受けられない。

◎保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。

◎あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

《領収書の交付》

◎利用者からサービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、費用区分等を明確にした領収証を交付しなければならない。（介護保険法第41条第8項）

基準条例	解釈通知
(利用料等の受領) 第253条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。	(1) 利用料等の受領 ① 居宅基準第253条第1項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。 ② 居宅基準条例第253条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定訪問介護に係る第21条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の一〔＝訪問介護〕の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。なお、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。 「第3の一の3の(10)」 ① 居宅基準条例第253条第1項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。 ② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。 なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 ア 利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。 ④ 同条第4項は、指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

	③ 居宅基準条例第253条第3項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 については、前2項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
予防基準条例242条＝同旨	

【平成27年4月改定関係Q & A (Vol. 1)】

【問179】「利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典（景品）供与・無償サービス等が該当するのか。

（答） 指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことを示したものである。従って、特典（景品）供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断していただきたい。

◎なお、島根県においては、利用者に対して利用特典を付す行為は、不必要なサービス利用を助長し、自由なサービス選択を妨げるなど、居宅介護支援・介護予防支援の適正な運用に影響を及ぼす可能性があり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助等を妨げることになりかねないため、これを行わないよう指導している。

基準条例	解釈通知
（基本方針） 第249条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。	
予防基準条例238条＝同旨	
【販売】居宅基準条例266条・予防基準条例255条を準用＝同旨	

14 保険給付の請求のための証明書の交付〔福祉用具貸与〕

◎法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合は、保険給付を請求する上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付すること。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
（保険給付の請求のための証明書の交付） 第22条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	（11）保険給付の請求のための証明書の交付 居宅基準条例第22条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。
予防基準条例51条の13＝同旨	

15 販売費用の額等の受領〔福祉用具販売〕

◎指定特定福祉用具販売を提供した際には、販売費用の額の支払いを受けるものとする。

◎そのほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。ただし、あらかじめ、利用者又は家族に対して説明し、同意を得なければならない。

- ①通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

②特定福祉用具の搬出入に特別な措置（通常必要となる人数以上の従事者など）が必要な場合の当該措置に要する費用

◎保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。

《領収書の交付》

◎利用者からサービスの提供に要した費用の支払いを受ける際、費用区分等を明確にした領収証を交付しなければならない。（介護保険法第41条第8項）

基準条例	解釈通知
（販売費用の額等の受領） 第271条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	（2）販売費用の額等の受領 ① 居宅基準条例第271条第1項に規定する「販売費用の額」とは、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担をを前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。 ② 居宅基準条例第271条第2項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ 特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分

	されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 ③ 居宅基準条例第271条第3項は、指定訪問介護に係る第21条第4項と同趣旨であるため、第3の一[＝訪問介護]の3の(10)の④を参照されたい。
予防基準条例260条＝同旨	

16 保険給付の申請に必要な書類等の交付〔福祉用具販売〕

◎特定福祉用具販売の額の支払を受けた場合は、保険給付の申請に必要な書類等を利用者に対して交付すること。

〔利用者に交付が必要な書類〕

- ①保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書
 - ・当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
 - ・販売した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額など
- ②領収書
- ③当該特定福祉用具の概要（当該特定福祉用具販売のパフレットなど）

基準条例	解釈通知
（保険給付の申請に必要な書類等の交付） 第272条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 (1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 (3) 領収書 (4) 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要 予防基準条例261条＝同旨	（3）保険給付の申請に必要な書類等の交付 居宅基準条例第272条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、 ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書 イ 領収書 ウ 当該特定福祉用具販売のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要 を利用者に対し、交付することとされている。

〔参考〕介護保険法

（居宅介護福祉用具購入費の支給の申請）

第71条 居宅介護福祉用具購入費の支給を受けようとする居宅要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名
- 二 当該申請に係る特定福祉用具の購入に要した費用及び当該購入を行った年月日
- 三 当該申請に係る特定福祉用具が必要である理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る特定福祉用具の購入に係る領収証及び当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面を添付しなければならない。

3 第1項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画（指定居宅サービス等基準第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。）を添付した場合であって、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

17 指定福祉用具貸与等の基本取扱方針

- ◎指定福祉用具貸与・販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。
- ◎常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与・販売すること。
- ◎自らその提供する指定福祉用具貸与・販売の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

〔介護予防福祉用具貸与・販売の場合〕

- ◎指定介護予防福祉用具貸与・販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うこと。
- ◎自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与・販売の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- ◎指定介護予防福祉用具貸与・販売の目的は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることを、常に意識してサービス提供に当たること。
- ◎利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めること。（利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないこと。）

基準条例	解釈通知
（指定福祉用具貸与の基本取扱方針） 第254条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	（2）指定福祉用具貸与の基本取扱方針 居宅基準条例第254条第2項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。
（指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針） 第250条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	（1）指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 予防基準条例第250条にいう指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ① 介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ② サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
【販売】 居宅基準条例254条を準用、予防基準条例264条＝同旨	

18 指定福祉用具貸与等の具体的取扱方針

【福祉用具専門相談員の業務の方針・手続】

- ◎福祉用具貸与・販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じること。
- ◎目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与・販売に係る同意を得ること
(※全国平均貸与価格の情報提供については平成30年10月から適用)。
- ◎貸与・販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- ◎利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うこと。
- ◎当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- ◎指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

	特に十分な説明が必要な福祉用具	説明事項
貸与	使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具(電動車いす、移動用リフト等)	利用に際しての注意事項(訓練操作の必要性等)
	使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具(自動排泄処理装置等)	利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)
販売	使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具(腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等)	利用に際しての注意事項(衛生管理の必要性等)

- ◎貸与の場合、利用者等からの要請等に応じて福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。(福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。)
- ◎居宅サービス計画に指定福祉用具貸与・販売が位置づけられる場合、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じること。

【助言・情報提供などが必要な理由】

- 主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、居宅サービス計画へ指定福祉用具貸与・販売の必要な理由の記載が必要となるため
- 指定福祉用具貸与については、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため

基準条例	解釈通知
(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針) 第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。 (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 (3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。 (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。 (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。 (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。	(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成 ① 居宅基準条例第255条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第4号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合であっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 ② 同条第3号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明するものとする。 なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 ③ 同条第4号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。 ④ 同条第5号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。 また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ⑤ 同条第6号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。
予防基準条例251条＝ほぼ同旨	

【販売】 (指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針) 第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。 (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。 (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。 (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。	(4) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成 ① 居宅基準第273条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。 ② 同条第3号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 ③ 同条第4号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
予防基準条例265条＝ほぼ同旨	

19 福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成

◎福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与計画又は特定福祉用具販売計画を作成すること。

契約終了から2年間保存が必要

〔計画作成の留意点〕

- 計画の作成に係る一連の業務は、福祉用具専門相談員が行うこと
- 貸与と販売の両方の利用がある場合は、一体のものとして計画を作成すること
- 計画には、次の事項を記載すること（様式は任意）
 - ①福祉用具の利用目標
 - ②具体的な福祉用具の機種
 - ③当該福祉用具を選定した理由 等
- 関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること

◎既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って計画を作成すること。

※計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて計画を変更すること

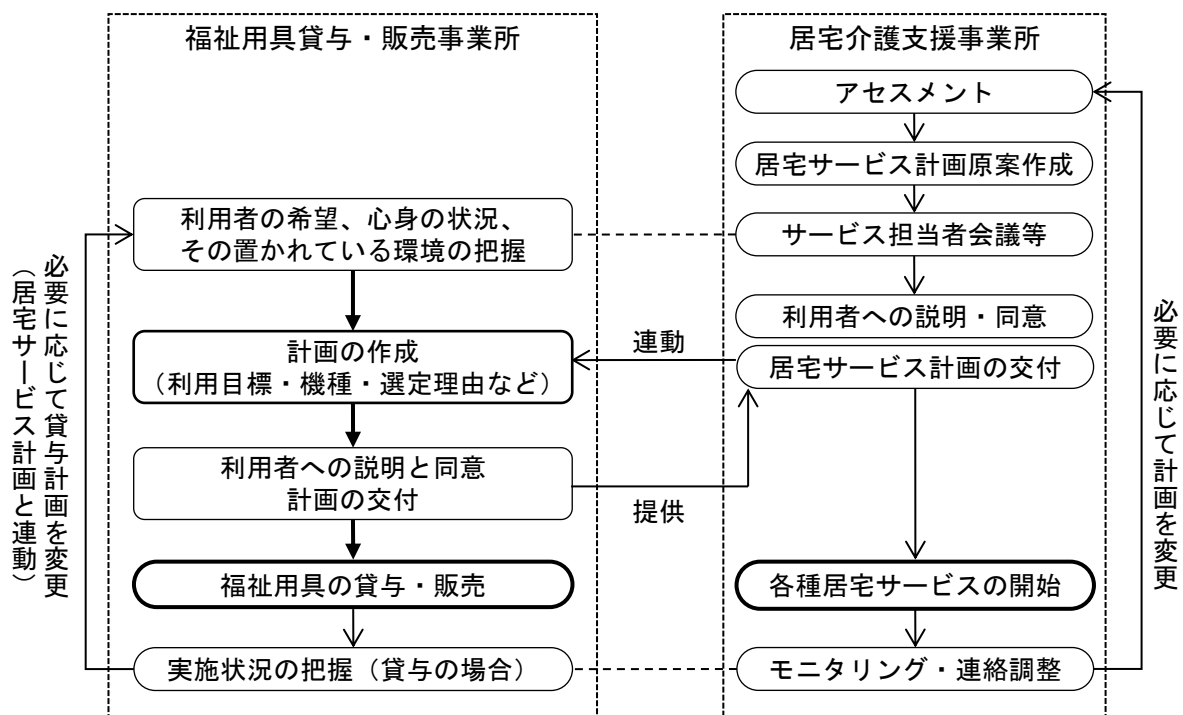
◎作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

◎作成した福祉用具貸与計画は、利用者及び介護支援専門員に交付すること。

◎福祉用具貸与計画については、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。（変更に当たっても、作成時と同様の取扱いが必要）

◎作成した特定福祉用具販売計画は、指定居宅介護支援事業者に提供しよう努めること。

福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画の作成の流れ



基準条例	解釈通知
(福祉用具貸与計画の作成) 第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。	⑥ 福祉用具貸与計画の作成 ア 居宅基準条例第256条第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。 イ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ウ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 エ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。 なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準条例第262条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。 オ 島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成26年島根県条例第13号）第15条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提出の求めがあった際には、当該福祉用具貸与計画を提供することに協力するよう努めるものとする。
【販売】 居宅基準条例第274条…第256条第5項・第6項に相当する規定なし	

〔平成24年4月改定関係Q & A (Vol. 1)〕

【問3】福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

(答) 指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。

- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・ 福祉用具が必要な理由
- ・ 福祉用具の利用目標
- ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

20 介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成

◎福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画を作成すること。

契約終了から2年間保存が必要

〔計画作成の留意点〕

- 計画の作成に係る一連の業務は、福祉用具専門相談員が行うこと
- 貸与と販売の両方の利用がある場合は、一体のものとして計画を作成すること
- 計画には、次の事項を記載すること（様式は任意）
 - ①福祉用具の利用目標
 - ②具体的な福祉用具の機種
 - ③当該福祉用具を選定した理由 等
- 関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること

◎既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って計画を作成すること。

※計画作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて計画を変更すること

◎作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

◎作成した計画は、利用者に交付すること。

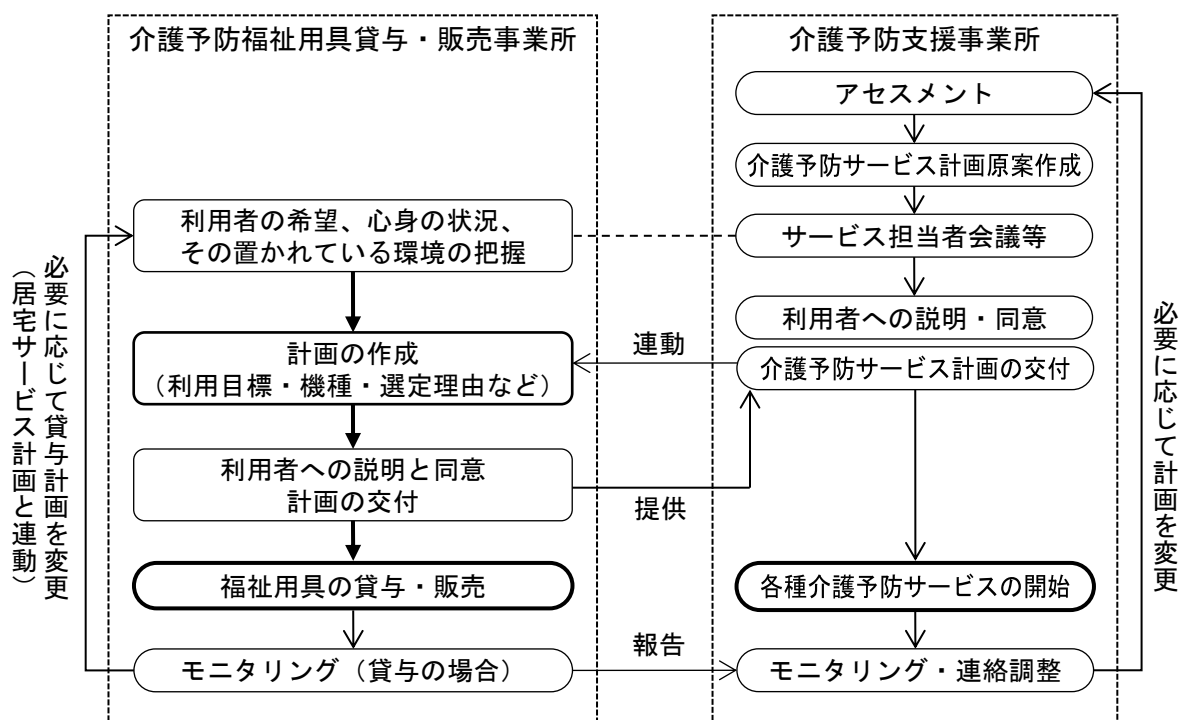
◎福祉用具貸与については、計画期間の終了までに、少なくとも1回を目安として、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。

※モニタリングの結果について記録し、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業所に報告すること

※モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合等は、介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて計画の変更を行うこと（手順等は作成時と同様）

◎作成した介護予防福祉用具貸与計画、特定介護予防福祉用具販売計画を指定居宅介護支援事業者に提供しよう努めること。

介護予防福祉用具貸与計画・特定介護予防福祉用具販売計画の作成の流れ



基準条例	解釈通知
(介護予防福祉用具貸与計画の作成) 第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。	(3)介護予防福祉用具貸与計画の作成 ① 予防基準条例第252条第1号は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ② 同条第2号は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ③ 同条第3号及び第4号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、予防基準条例第248条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。 ④ 同条第5号から第7号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。 ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。 ⑤ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防

	サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防福祉用具貸与計画の提出の求めがあった際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を提出することに協力するよう求めるものとする。
【販売】 予防基準条例第266条…第252条第5項～第8項に相当する規定なし	

<参考様式の掲載について>

- ◎ 39ページから42ページにおいて、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が作成している各種様式を掲載しています。
- ◎ 運営基準上、これらの様式を使用することが義務付けられているわけではありませんが、(介護予防)福祉用具貸与計画・特定(介護予防)福祉用具販売計画等を作成するにあたり、大変に参考となる様式ですので、ご確認の上、適切な事業運営にお役立てください。

<参考：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ>

- ① 説明様式
(http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html)
- ② ガイドライン
(http://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf)
- ③ 「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書
(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html)

参考：ふくせん福祉用具サービス計画書（基本情報）

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)						管理番号			
						作成日			
						福祉用具 専門相談員名			
フリガナ				性別	生年月日		年齢	要介護度	認定期間
利用者名		様			M・T・S 年 月 日				～
住所								TEL	
居宅介護支援事業所								担当ケアマネジャー	
相談内容		相談者				利用者との続柄			相談日
ケアマネ ジャーとの 相談記録								ケアマネジャー との相談日	

身体状況・ADL		(年 月) 現在		疾病			
身長	cm	体重	kg	麻痺・筋力低下			
寝返り	☐ つかまらない でできる	☐ 何かにつかま れればできる	☐ 一部介助 ☐ できない	障害日常生活自立度			
起き上がり	☐ つかまらない でできる	☐ 何かにつかま れればできる	☐ 一部介助 ☐ できない	認知症の日常生活自立度			
立ち上がり	☐ つかまらない でできる	☐ 何かにつかま れればできる	☐ 一部介助 ☐ できない	特記事項			
移乗	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介助 ☐ 全介助	介護環境			
座位	☐ できる	☐ 自分の手で支 えればできる	☐ 支えてもらえ ればできる	家族構成/主介護者			
屋内歩行	☐ つかまらない でできる	☐ 何かにつかま れればできる	☐ 一部介助 ☐ できない	他のサービス 利用状況			
屋外歩行	☐ つかまらないで	☐ 何かにつかま れればできる	☐ 一部介助 ☐ できない	利用している 福祉用具			
移動	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介助 ☐ 全介助	特記事項			
排泄	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介助 ☐ 全介助	意欲・意向等			
入浴	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介助 ☐ 全介助	☐ 利用者から確認できた ☐ 利用者から確認できなかった			
食事	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介助 ☐ 全介助	利用者の意欲・意 向、今困っているこ と(福祉用具で期 待することなど)			
更衣	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介助 ☐ 全介助				
意思の伝達	☐ 意思を他者に 伝達できる	☐ ととき伝達で きる	☐ ほとんど伝達 できない ☐ 伝達できな い				
視覚・聴覚							

居宅サービス計画		住環境	
利用者及び家 族の生活に対 する意向	利用 者		
	家 族		
総合的な 援助方針		☐ 戸建 ☐ 集合住宅 (階) (エレベーター ☐ 有 ☐ 無) 例: 段差の有無など	

参考：ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)						管理番号	
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間	
利用者名	様	女	M・T・S 年 月 日			～	
居宅介護 支援事業所						担当ケアマネジャー	
生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)				福祉用具利用目標			
選定福祉用具(レンタル・販売)				(/ 枚)			
	品目	単位数	選定理由				
	機種(型式)						
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
留意事項							
☐ 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。				日付		年 月 日	
☐ 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。				署名		印	
☐ 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。				(続柄)代筆者名		() 印	
事業所名				福祉用具専門相談員			
住 所				TEL	FAX		

参考：ふくせんモニタリングシート（訪問確認書）

ふくせん モニタリングシート (訪問確認書)	管理番号	(/ 枚)		
	モニタリング実施日	年	月	日
	前回実施日	年	月	日
	お話を伺った人	☐ 利用者	☐ 家族	☐ 他()
	確認手段	☐ 訪問	☐ 電話	
	事業所名			
	福祉用具専門相談員 事業所住所 TEL			

フリガナ		居宅介護支援事業所		担当 ケアマネジャー	
利用者名	様	要介護度		認定期間	～

福祉用具利用目標		目標達成状況	
		達成度	詳細
1		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
2		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
3		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	
4		☐ 達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成	

	利用福祉用具(品目) 機種(型式)	利用 開始日	利用状況 の問題	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
①			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
②			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
③			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
④			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
⑤			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
⑥			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
⑦			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	
⑧			☐ なし ☐ あり	☐ 問題なし ☐ 問題あり	☐ 継続 ☐ 再検討	

利用者等の変化					
身体状況・ADL の変化	☐ なし		介護環境① (家族の状況)の 変化	☐ なし	
	☐ あり			☐ あり	
意欲・意向等の 変化	☐ なし		介護環境② (サービス利用 等)・住環境の 変化	☐ なし	
	☐ あり			☐ あり	

総合評価		
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性	☐ なし	
	☐ あり	

次回実施予定日	年	月	日
---------	---	---	---

参考：ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）

[illegible]

21 利用者に関する市町村への通知

◎利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村に通知すること。

契約終了から2年間保存が必要

【市町村に通報すべき場合】

- ① 正当な理由なしに指定福祉用具貸与・販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(利用者に関する市町村への通知) 第27条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	(14) 利用者に関する市町村への通知 居宅基準条例第27条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定福祉用具貸与事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。
予防基準条例52条の3＝同旨	
【販売】居宅基準条例27条・予防基準条例52条の3を準用	

22 管理者の責務

◎管理者は、定められた責務を果たすこと。

【管理者の行うべき事項】

- ①当該事業所の従業員の管理及び指定福祉用具貸与・販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握などの一元的な管理
- ②従業員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(管理者の責務) 第56条 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業員の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	(4) 管理者の責務 居宅基準条例第56条は、指定福祉用具貸与事業所の管理者の責務を、指定福祉用具貸与事業所の従業員の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員に居宅基準の第13章第4節〔＝福祉用具貸与の運営に関する基準〕の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。
予防基準条例54条＝同旨	
【販売】 居宅基準条例56条・予防基準条例54条を準用	

23 運営規程

◎事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておくこと。

【運営規程に定めるべき事項】

福祉用具貸与	特定福祉用具販売
①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④提供方法（福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等）、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ※複数の福祉用具を貸与する場合に、通常の貸与価格から減額して貸与する場合は、単品利用料と減額利用料のいずれについても記載 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項（福祉用具の消毒方法）	①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④提供方法（福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等）、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要事項
個々の福祉用具の利用料については、下記の事項が記載されていれば、額自体の記載を要しない ・その額の設定の方式（利用期間に歴月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等） ・その額が目録に記載されている旨	個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、下記の事項が記載されていれば、額自体の記載を要しない ・その額の設定の方式 ・その額が目録に記載されている旨

【平成27年4月改定関係Q & A (Vol. 1)】

【問178】 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

(答) 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

第119回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、指定福祉用具貸与事業者や指定介護予防福祉用具貸与事業者が複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者等の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業所等及び居宅介護支援事業所等に周知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。

2. 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

- ①いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3. 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4. 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5. 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol. 2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6. 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7. 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8. その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

基準条例	解釈通知
(運営規程) 第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) その他運営に関する重要事項	(4) 運営規程 居宅基準条例第257条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第1号から第6号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額（第4号） 「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準条例第253条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（居宅基準条例第261条第2項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 ② その他運営に関する重要事項（第6号） (6)の①の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。 <u>第3の一の3の(17)から</u> なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。) ③ 通常の事業の実施地域（第5号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。
予防基準条例243条＝同旨	
【販売】 居宅基準条例257条・予防基準条例243条を準用 （読み替え：「利用料」→「販売費用の額」）	<u>第3の十二の3の(6)から</u> ③ 準用される居宅基準条例第257条については、次の点に留意するものとする。 「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、居宅基準条例第253条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録（居宅基準条例第216条で準用する居宅基準条例第261条第2項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

24 勤務体制の確保等

◎事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の勤務の体制を定めておくこと。

〔勤務表で定めておくべき事項〕

- 福祉用具専門相談員の日々の勤務時間
- 常勤・非常勤の別
- 管理者との兼務関係 等

◎当該事業所の従業員によって指定福祉用具貸与・販売を提供すること。

※福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行うこと

※福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者が行ってもよい

基準条例〔準用（第1項・第2項）〕	解釈通知〔準用〕
（勤務体制の確保等） 第108条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員によって指定福祉用具貸与を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	（5）勤務体制の確保等 居宅基準条例第108条は、利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである<略>。 <u>第3の十二の3の(8)から</u> ② 準用される居宅基準条例第108条第1項及び第2項については、次の点に留意すること。 ア 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 イ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準条例第260条〔＝衛生管理等〕第3項の規定に留意すること。
予防基準条例121条の2＝同旨	
【販売】 居宅基準条例108条・予防基準条例121条の2を準用	

25 適切な研修の機会の確保・福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上

- ◎福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。
- ◎福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。

基準条例	解釈通知
(適切な研修の機会の確保) 第258条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。	(5) 適切な研修の機会の確保 ① 居宅基準条例第258条第1項は、福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。 ② 同条第2項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通して、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。
予防基準条例244条＝同旨	
【販売】居宅基準条例258条・予防基準条例244条を準用	

26 福祉用具の取扱種目

- ◎利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにすること。

基準条例	解釈通知
(福祉用具の取扱種目) 第259条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。	
予防基準条例245条＝同旨	
【販売】居宅基準条例259条・予防基準条例245条を準用	

27 衛生管理等

◎従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うこと。

※従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危機から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなどの対策を講じること

◎事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めること。

◎貸与の場合、回収した福祉用具について、適正な方法により消毒及び保管を行うこと。

	消毒及び保管に係る留意事項
自事業所で実施の場合	○福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒すること ・福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成すること ・これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うこと ・自動排泄処理装置については、製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）を確実に実施すること ○既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管すること
他事業所へ委託の場合	○委託契約等において保管・消毒が適切な方法により行われることを担保すること ○業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること ○保管・消毒が適切な方法により行われることを担保するため、委託契約等において、次に掲げる事項を文書により取り決めること 受託者等＝当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を貸与する事業者を含む 指定事業者＝指定（介護予防）福祉用具貸与事業者 ア 当該委託等の範囲 イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ 委託等業務が居宅基準第13章第4節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 ※確認した結果の記録を作成すること（2年間保存） エ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ※この指示は文書により行うこと（2年間保存） オ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 ※確認した結果の記録を作成すること（2年間保存） カ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

基準条例	解釈通知
(衛生管理等) 第260条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	(6)衛生管理等 ① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。 なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。 ② 第3項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあつては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。 ア 当該委託等の範囲 イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準条例第13章第4節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨 エ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 オ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨 カ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ③ 指定事業者は②のウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければならない。 ④ 指定事業者が行う②のエの指示は、文書により行わなければならない。 ⑤ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準条例第262条第2項の規定に基づき、②のウ及びオの確認の結果の記録を2年間保存しなければならない。
予防基準条例246条＝同旨	
【販売】 (衛生管理等) 第33条 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	(20)衛生管理等 居宅基準条例第33条は、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
予防基準条例55条の3＝同旨	

28 掲示及び目録の備え付け

◎事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

【掲示すべき重要事項】

- ①運営規程の概要
- ②福祉用具専門相談員の勤務体制
- ③秘密の保持
- ④事故発生時の対応
- ⑤苦情処理の体制 など

◎利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所には、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けること。

基準条例	解釈通知
(掲示及び目録の備え付け) 第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。	
予防基準条例247条＝同旨	
【販売】 居宅基準条例261条・予防基準条例247条を準用	

29 秘密保持等

◎従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないこと。

◎過去に事業所の従業員であった者が、正当な理由なく、これらの秘密を漏らさないよう必要な措置を講じること。

※従業員でなくなった後も秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金について定めておくこと

◎連携するサービス担当者間で利用者又は家族の個人情報を用いることについて、サービス提供開始時に、利用者及び家族から包括的な同意を文書により得ておくこと。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(秘密保持等) 第35条 指定福祉用具貸与事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	(21) 秘密保持等 ① 居宅基準条例第35条第1項は、指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業員に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 ② 同条第2項は、指定福祉用具貸与事業者に対して、過去に当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業員が、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 ③ 同条第3項は、福祉用具専門相談員がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
予防基準条例55条の5＝同旨	
【販売】 居宅基準条例35条・予防基準条例55条の5を準用	

関連通知

◎医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

：(平成29年4月14日通知、同年5月30日適用)

◎「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

に関するQ & A (事例集)

：(平成29年5月30日適用)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

30 広告

◎虚偽又は誇大な内容の広告を行わないこと。

基準条例 [準用]	解釈通知
(広告) 第36条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
予防基準条例55条の6＝同旨	
【販売】 居宅基準条例36条・予防基準条例55条の6を準用	

31 居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止

◎居宅介護支援の公正中立性を確保するため、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利益供与を行わないこと。

基準条例 [準用]	解釈通知 [準用]
(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) 第37条 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	(22) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅基準条例第37条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
予防基準条例55条の7（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）＝同旨	
【販売】 居宅基準条例37条・予防基準条例55条の7を準用	

★居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又はその従業者の利益收受も、居宅介護支援・介護予防支援の運営基準で禁じられているところであり、こうした利益供与・利益收受は指定の取消等につながる重大な基準違反である。（接待・贈答・商品配布なども行わないこと。）

◎また、利用者に対して利用特典を付す行為も、不必要なサービス利用を助長し、自由なサービス選択を妨げるなど、居宅介護支援・介護予防支援の適正な運用に影響を及ぼす可能性があり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助等を妨げることになりかねないため、これを行わないこと。

基準条例	解釈通知
(基本方針) 第249条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。	
予防基準条例238条＝同旨	
【販売】 居宅基準条例266条・予防基準条例255条を準用＝同旨	

32 苦情処理

◎提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じること。

〔苦情処理に必要な措置〕

- 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要を明らかにしておくこと
- 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること

事業者直接苦情があった場合

- ・事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録すること **契約終了から2年間保存が必要**
- ・苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと

市町村に苦情があった場合

- ・市町村が行う文書等の提出・提示の求め、職員からの質問・照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること
- ・市町村から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うこと（市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告すること）

国保連に苦情があった場合

- ・利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力すること
- ・国保連から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うこと（国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を国保連に報告すること）

製品事故等の情報収集

- ◎福祉用具の製品事故等の情報は重要であり、随時、様々な手段で情報収集を行うこと。
- ◎特に、対象福祉用具の製造者名、製品名が分かった場合、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は連絡を行い適正な手続きを行うこと。
- ◎また、製造者名、製品名が分からなくても、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点等の説明を十分行うこと。

●日本福祉用具評価センター（JASPEC）HP「事故情報」

<http://www.jaspec.jp/data/index.htm>

●社団法人日本福祉用具供給協会HP「福祉用具事故情報」

<http://www.fukushiyogu.or.jp/hiyari/index.php>

●日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）HP「福祉用具事故情報」

<http://www.jaspa.gr.jp/accident/>

●島根県高齢者福祉課HP（介護保険（事業者向け））

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(苦情処理) 第38条 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 指定福祉用具貸与事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 5 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 6 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	(23) 苦情処理 ① 居宅基準条例第38条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定福祉用具貸与事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定福祉用具貸与事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 また、指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準条例第262条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。 ③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定福祉用具貸与事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。
予防基準条例55条の8＝同旨	
【販売】居宅基準条例38条・予防基準条例55条の8を準用	

33 地域との連携

◎提供したサービスについての利用者及び家族からの苦情に関して、市町村が派遣する介護相談員等による相談・援助に協力するよう努めること。

※介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を含む

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(地域との連携) 第39条 指定福祉用具貸与事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	(24) 地域との連携 居宅基準条例第39条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
予防基準条例55条の9＝同旨	
【販売】 居宅基準条例39条・予防基準条例55条の9を準用	

34 事故発生時の対応

- ◎指定福祉用具貸与・販売の提供により事故が発生した場合の対応方法を、あらかじめ事業者が定めておくこと。
- ◎事故発生時には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- ◎その事故の状況及び採った処置について記録すること。契約終了から2年間保存が必要
- ◎賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- ◎事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
(事故発生時の対応) 第40条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	(25) 事故発生時の対応 居宅基準条例第40条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、居宅基準条例第262条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。 このほか、以下の点に留意するものとする。 ① 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。 ② 指定福祉用具貸与事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③ 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
予防基準条例55条の10＝同旨	
【販売】居宅基準条例40条・予防基準条例55条の10を準用	

35 会計の区分

◎事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及びその他の事業の会計をそれぞれ区分すること。

〔関連通知〕

■介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）

■介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）

基準条例〔準用〕	解釈通知〔準用〕
（会計の区分） 第41条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	（26）会計の区分 居宅基準条例第41条は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別途厚生労働省から通知された内容に準ずるものであること。
予防基準条例55条の11＝同旨	
【販売】居宅基準条例41条・予防基準条例55条の11を準用	

36 記録の整備

◎従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。

◎利用者に対するサービス提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。

【記録・保存すべき事項】

- ①福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画
- ②具体的なサービスの内容等の記録（第20条第2項参照）
- ③福祉用具の消毒・保管の実施状況の定期的な確認の記録（第260条第4項参照）
- ④市町村への通知に係る記録（第27条参照）
- ⑤苦情の内容等の記録（第38条第2項参照）
- ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（第40条第2項参照）

★なお、介護給付費の請求に係る消滅時効の内、過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は5年となっており、介護給付費請求書等については最長5年間保管することが望ましい。

基準条例	解釈通知
（記録の整備） 第262条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1) 福祉用具貸与計画 (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第260条第4項に規定する結果等の記録 (4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	（7）記録の整備 居宅基準条例第262条により、整備すべき記録は以下のとおりであること。 ① 福祉用具貸与計画 ② 提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録 ③ 3の(6) [=衛生管理等]の③の確認の結果の記録及び④の指示の文書 ④ 準用される居宅基準条例第27条に係る市町村への通知に係る記録 ⑤ 準用される居宅基準条例第38条第2項に係る苦情の内容等の記録 ⑥ 準用される居宅基準条例第40条第2項に係る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
予防基準条例248条＝同旨	
【販売】居宅基準条例275条・予防基準条例262条＝同旨	

関連通知

○介護保険最新情報Vol.462

「介護給付費請求書等の保管について」の一部改正について（平成27年4月1日）